

自民党提案による改憲 4 項目の
緊急事態対応 Q&A

いくつ答えられるかな？

自民党案【緊急事態対応】（今の憲法に付け加える加憲案）

第73条の2 （※内閣の事務を定める第73条の次に追加）

（第1項）大地震その他の異常かつ大規模な災害により、国会による法律の制定を待ついとまがないと認める特別の事情があるときは、内閣は、法律で定めるところにより、国民の生命、身体及び財産を保護するため、政令を制定することができる。

（第2項）内閣は、前項の政令を制定したときは、法律で定めるところにより、速やかに国会の承認を求めなければならない。

第64条の2 （※国会の章の末尾に特例規定として追加）

大地震その他の異常かつ大規模な災害により、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の適正な実施が困難であると認めるときは、国会は、法律で定めるところにより、各議院の出席議員の3分の2以上の多数で、その任期の特例を定めることができる。

（出典 産経新聞 2018年3月25日配信）

左の自民党改憲案の緊急事態対応を読んで、質問に答えてみよう！

その前に考えてみて！

—今の憲法で何か困ってる？

—困ってなかったら改憲しなくてもよくない？

質問1 緊急事態って何？

質問2 緊急事態と判断するのは誰？

質問3 緊急事態はいつ始まっていつ終わるの？

質問4 緊急事態の時、内閣が政令を作るんだけど、そのあと国会の承認が得られなかったらその政令は無効になるの？

質問5 大災害のとき、国会議員の任期が変更できるけど、いつ平常に戻るの？

質問 5-1 「大災害」って？

質問6 今まで日本にはこういう規定がなかったけど、それで困ったことってあったっけ？

質問7 緊急事態で内閣に権限が集中すると、どんないいことがあるのかな？

質問8 どうしてこれが緊急事態なの？とか、内閣が作った政令おかしいんじゃない？と思ったとき、どうやったら直してもらえるのかな？国民は何ができるのかな？

どうだった？

アンサーは 2022 年 6 月 10 日ごろに下の HP にアップ予定。自民党の案だから、自民党にアンサーを聞いてみるね。法律家にも聞いてみるよ。チェックしてね！

Peace Up 9 条可視化」の会

[「Peace Up 9 条可視化」の会 \(peaceup9.jp\)](http://peaceup9.jp)

Workers for Peace

workers4peace.org